

無償化のためには、事前に手続きが必要です

保育料

- 保育園
- 認定こども園
(保育園部分)

[保護者]
①入園申込兼無償化申請
※子育て支援課に申請

[市]
入園決定
無償化認定

保育料の支払

- 私立幼稚園
- 公立幼稚園
- 認定こども園
(幼稚園部分)

[保護者]
①入園申込
②無償化申請
※園に提出

[園]
入園決定

[市]
無償化認定

- 認可外
保育施設

[保護者]
無償化申請
※子育て支援課に
申請

[市]
無償化認定

[保護者]
①施設へ
利用料支払
②子育て支援課に申請

[市]
給付額決定

保育料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

幼稚園等の預かり保育の利用料

無償化の対象となる場合は、利用料は幼稚園等にお支払いいただき、その後、給付申請書を市に提出し、口座振込により還付いたします。

※公立幼稚園の場合は、利用料が上限額を超えた分のみ市から請求します。

- 私立幼稚園
- 認定こども園
(幼稚園部分)

[保護者]
無償化申請
※園に提出

[市]
無償化認定

[保護者]
①施設へ利用料支払
②子育て支援課に
申請

[市]
給付額決定

利用料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

一時預かり事業等の利用料

- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育
- ファミリーサポート
センター

[保護者]
無償化申請
※子育て支援課
に申請

[市]
無償化認定

[保護者]
①施設へ利用料支払
②子育て支援課に
申請

[市]
給付額決定

利用料を口座振込により還付(年4回程度の支払)

給食費

3～5歳児クラスの給食費は、行事費等と同様に保護者の実費負担となります。
(在園する園にお支払い)

※保育園、幼稚園、認定こども園に在籍する子で、年収360万円未満相当の世帯や多子世帯については、給食費の免除制度があります。対象となる方には、世帯収入等により算出後、毎年3月と9月に市から通知をいたします。

給食費が免除となる場合

- 保育園
- 認定こども園
(幼稚園・保育園部分)

[市]
対象者へ免除の
お知らせを通知

[保護者]
①給食費支払
②給食費免除申請

- 私立幼稚園

[市]
対象者へ免除の
お知らせを通知

[保護者]
①園へ給食費支払
②子育て支援課に
免除申請

[市]
免除額決定

免除額を口座振込により還付(年2回程度の支払)

※公立幼稚園については、学務課にお問い合わせください。